

## 静岡県告示第549号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年7月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区黒俣字後沢口938の8・938の9・字後沢山2793の7・2793の8(以上四筆国有林)、字後沢山2793の5、2793の6

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅